

第4条（対価の返還）

1. 本雇用契約が締結後3か月以内に終了した場合、受託者は、委託者に対し、委託者より受領した本対価のうち以下の定めに従って算出した金額を、次項の定めに従って支払うことにより返還するものとする。但し、本雇用契約終了の事由が、専ら委託者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(1) 本雇用契約成立後1か月以内に本雇用契約が終了した場合：本対価の70%に相当する金額

(2) 本雇用契約成立後1か月を超え2か月以内に本雇用契約が終了した場合：本対価の50%に相当する金額

(3) 本雇用契約成立後2か月を超え3か月以内に本雇用契約が終了した場合：本対価の20%に相当する金額